

令和2年1月24日

電気ストーブや電気こたつの火災に注意しましょう！

ー火を使わない電気ストーブや電気こたつでも火災が発生していますー

一年で一番寒い時期を迎えています。この時期は、電気ストーブや電気こたつによる火災が最も多く発生する時期です。

総務省消防庁によると、平成26年から平成30年までの5年間に電気ストーブによる火災は2,442件、電気こたつによる火災は192件発生しています。平成30年は、電気ストーブと電気こたつによる火災が合わせて493件発生し、死者が67人、負傷者は213人でした。特に65歳以上の高齢者で死者及び負傷者が多くっており、高齢者が使用する際には十分な注意が必要です。

消費者庁に寄せられた事故事例を見ると、電気暖房器には裸火がないため火災は発生しにくいだろうという油断や誤解があり、電気ストーブや電気こたつで洗濯物を乾燥させていたり、ヒーターに布団や座椅子が接触していたりして、火災が発生していました。

電気ストーブや電気こたつの使用に当たっては、火災につながる危険性の高い、以下のような点に注意しましょう。

【電気ストーブ・電気こたつ共通】

- (1) 就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。
- (2) 洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。
- (3) スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。
- (4) ヒーター部分のお手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう。

【電気ストーブ】

- (5) 壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。

【電気こたつ】

- (6) 布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

1. 電気暖房器による火災の状況

総務省消防庁が取りまとめた火災の状況によると、平成26年から平成30年までの5年間に、電気ストーブによる火災は2,442件、電気こたつによる火災は192件発生していました。平成30年も、電気ストーブ火災は461件、電気こたつ火災は32件と、この2つの電気暖房器の火災は合わせて493件発生しています（図1）。

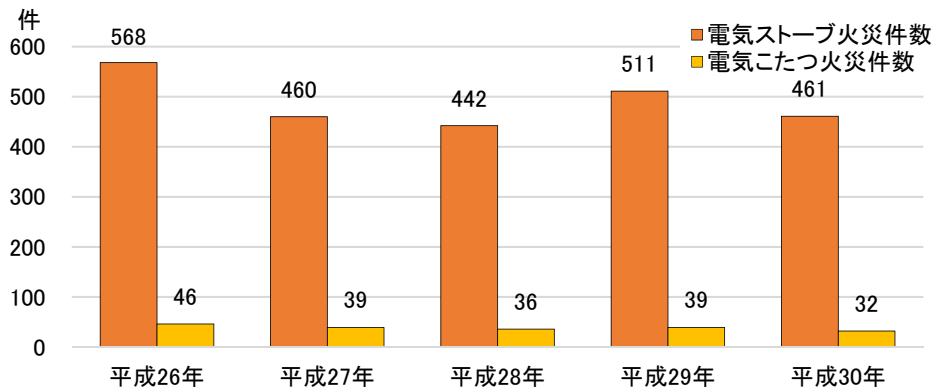


図1 電気ストーブ・電気こたつが出火原因である火災件数¹

月別の発生件数を見ると、電気ストーブによる火災は10月から増え始め、1月がピークとなっていますが、2～3月頃まで件数が多い状態です。また、電気こたつによる火災は更に春先4月頃まで多く発生していることが特徴的です（図2）。

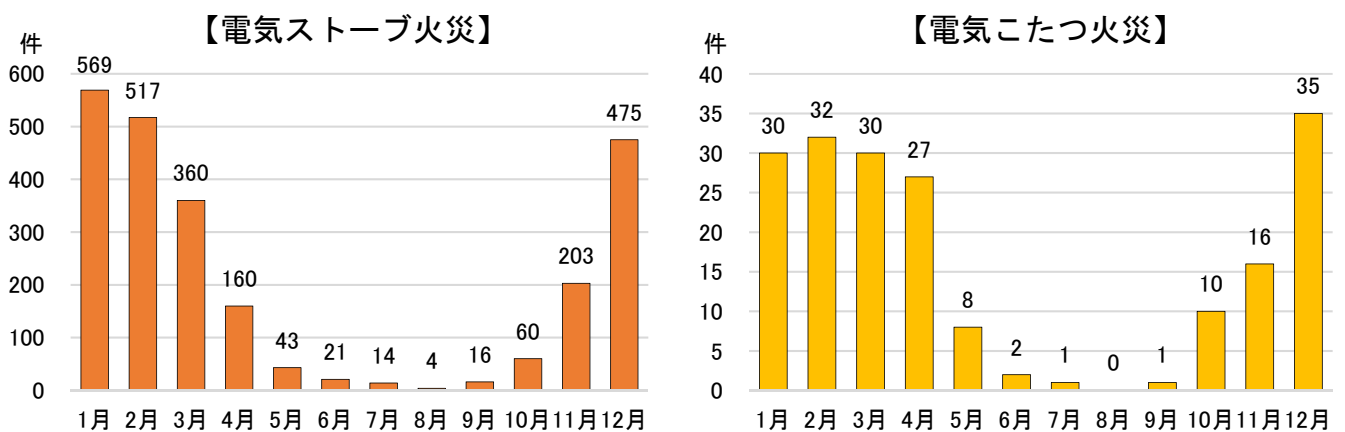


図2 火災の月別発生件数（平成26年～平成30年）
（左）電気ストーブ火災 （右）電気こたつ火災

¹ 総務省消防庁のデータを基に消費者庁にて作成。以下、図2～図4も同様。

死傷者の状況を見ると、電気ストーブ火災による死者数は5年間で302人、負傷者数は1,071人であり、電気こたつ火災による死者数は28人、負傷者数は108人でした（図3）。

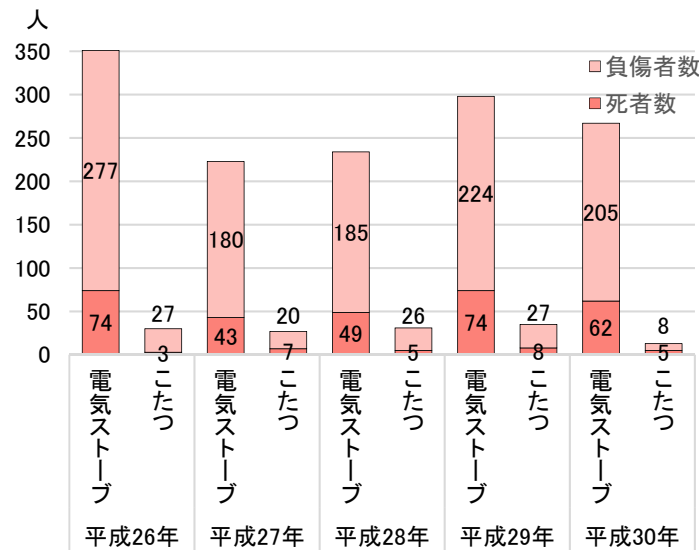


図3 負傷者・死者の発生状況

年齢層別では特に65歳以上の高齢者の死者数が多く、人口10万人当たりの死者数をみると、電気ストーブ火災では8割以上、電気こたつ火災では9割以上が65歳以上の高齢者となっており、高齢者が使用する際には十分な注意が必要です（図4）。

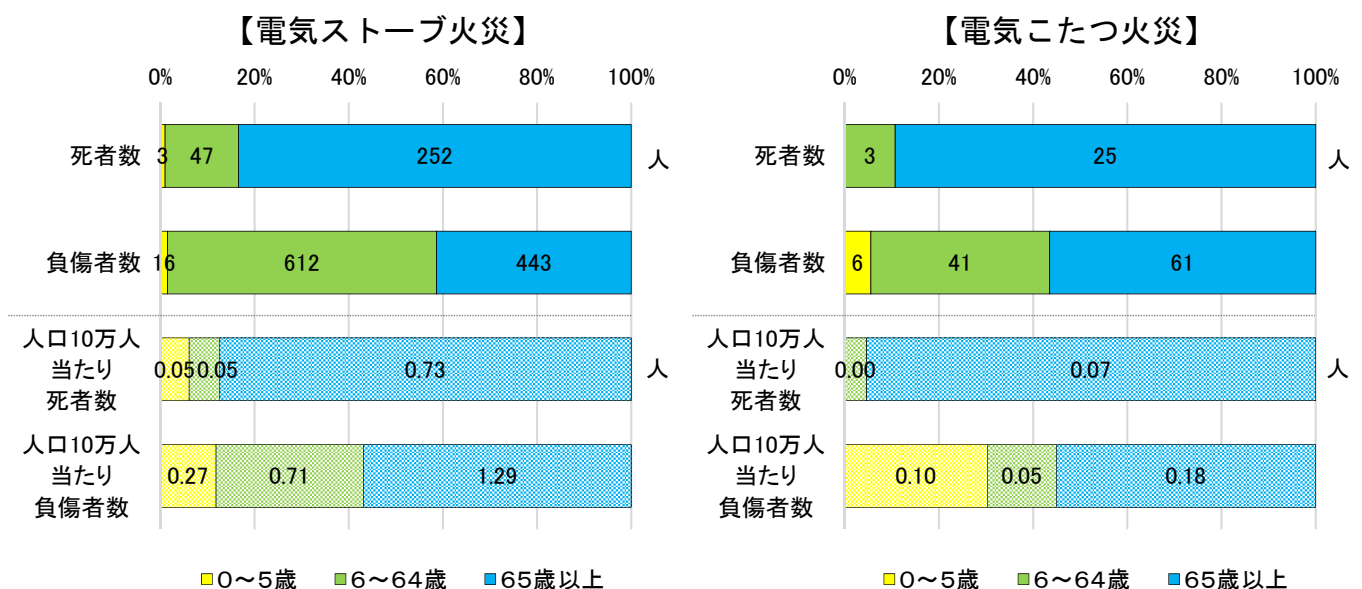


図4 年齢層別死傷者数と人口10万人当たりの死傷者数
 (左) 電気ストーブ火災 (右) 電気こたつ火災

2. 主な事事故事例

消費者庁の事故情報データベースに寄せられた事故情報²より、特に誤った使用方法により事故が発生したと思われる事例を示します。

(1) 電気ストーブ

【事例1】

電源を切ってから、電気ストーブの上にバスマットをかけていたところ、発煙、発火し、周辺を焼損した。

(事故発生日月：平成26年3月)

【事例2】

電気ストーブの近くで洋服を乾かしていたところ、温度が上がりすぎて洋服が黒く焦げてしまい、とても危ない思いをした。製品に問題があるのではないかと心配した。

(事故発生日月：平成31年1月)

(2) 電気こたつ

【事例3】

後で使用しようと思い、こたつ布団を卓の中に入れてスイッチを入れておいた。10分ほどしてから中に入ろうとしたら熱くなっており、こたつ布団が焦げていた。妻は足が悪いので、つまずかないようにとこたつ布団はいつも卓の中に入れていた。

(事故発生日月：平成31年2月)

【事例4】

こたつのスイッチを「強」に入れたら1時間も経たないうちに、座椅子を焦がしてしまった。座椅子がこたつの中で傾き、ヒーターユニットの部分に接触していたのではと思うが、長時間使用していたわけではない。

(事故発生日月：平成30年2月)

【事例5】

10年ほど使用したこたつから、使用中に焦げた臭いがしたのでこたつの中をのぞいてみたところ、ヒーターユニットの下のこたつ敷きが3センチほど焦げていた。おそらくヒーターユニットにほこりがたまりそれが燃えて落下したのかもしれない。

(事故受付年月：平成27年5月)

² 消費者庁発足(平成21年9月)以降、令和元年10月末までの登録分。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月運用開始)。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含む。

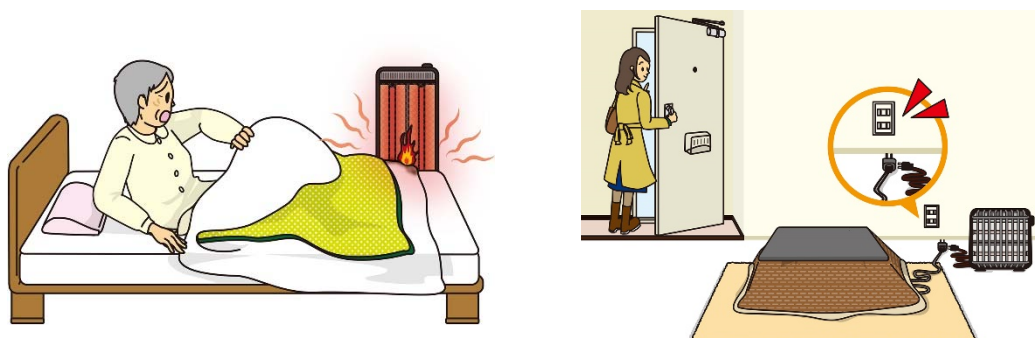
3. 事故防止のためのアドバイス

【電気ストーブ・電気こたつ共通】

(1) 就寝時、外出時やその場を離れるときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。

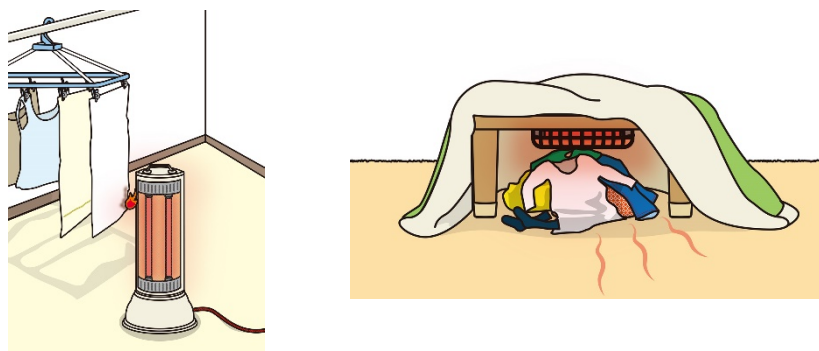
寝具等の可燃物等がヒーターに触れると火災の原因となります。就寝中は絶対に使用しないようにしましょう。

また、ペットが可燃物を近くに運んだり³、ロボット掃除機が電気ストーブを押して可燃物に接触させたりして⁴、火災になった事例もあります。使用後やその場を離れる際は、必ず電源プラグを抜いておきましょう。



(2) 洗濯物の乾燥等には使用しないようにしましょう。

電気ストーブの上やすぐそばで洗濯物等を乾かさないようにしましょう。衣類やタオル、布団等を電気ストーブに掛けたりするのも危険です。また、電気こたつの中で洗濯物等を乾燥させるのもやめましょう。可燃物が接触すると発火の原因になります。



(3) スプレー缶やライター等を近くに置かないようにしましょう。

ヘアスプレーや殺虫剤、カセットこんろ用ボンベ、ライター等に注意しましょう。高温になると、熱でスプレー缶内の圧力が上がり、爆発や火災の原因になります。電気ストーブの近くに置いたり、電気こたつの中に入れてないようにしましょう。

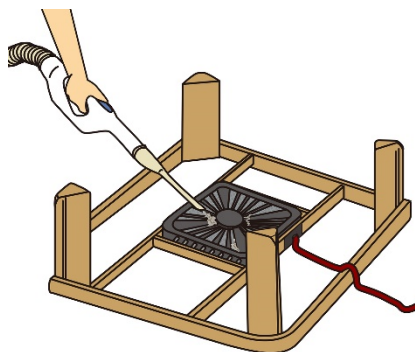


³ 独立行政法人製品評価技術基盤機構「身近な動物が思わぬ火災事故を引き起こします～ペットだけでなく、ネズミやゴキブリなどにも気を付けて～」<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2017fy/prs170824.html> より

⁴ 東京消防庁「電気ストーブ火災を防ごう」<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/camp/2019/201911/data/camp1.pdf> より

(4) ヒーター部分のお手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう。

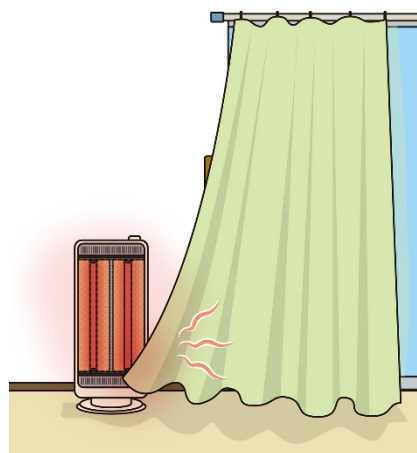
ヒーターやカバーに付着したほこりやごみが焼けて、場合によっては火災の原因になります。時々確認して、掃除機で吸い取るなどお手入れをしましょう。



【電気ストーブ】

(5) 壁や燃えやすいものから離して使用しましょう。

取扱説明書等に示されている距離を取って設置してください。カーテン、布団、新聞など燃えやすいものの近くで使用しないようにしましょう。特に、カーテン等は揺れて触れることがないように十分離してください。



【電気こたつ】

(6) 布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう。

布団や座椅子がヒーターに接触すると発火し、火災の原因となります。衣類や座布団をこたつの中に入れるのも同じく危険です。



<参考>

・総務省消防庁

「『暖房器具火災の真実』-高齢者の生活実態を踏まえた火災検証実験-

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post12.html>

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post13.html>

「未然に防ごう！電気器具火災」～身近に潜む火災危険～

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post6.html>

「ストーブの安全な取扱いについて」消防の動き '19年12月号

https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/items/rei_0112_33.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構

「冬は火災が増加！安全に暖かく暮らすには？～電気ストーブは正しく使いましょう～」(平成29年11月22日)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2017fy/prs171122.html>

「電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの冬の事故の防止について(注意喚起)」

(平成24年11月22日)

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/121122_1.html

・一般社団法人日本電機工業会(JEMA)「電気暖房器 安全・正しい使い方」

http://jema-net.or.jp/Japanese/ha/danbou/s_use.html

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>